

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年8月5日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 競争入札に付する事項

（1）業 務 名

新型Jアラート受信機・アンテナ設備導入等業務

（2）契約期間

契約の日から令和9年3月19日まで

（3）履行場所

岡山県庁（岡山市北区内山下二丁目4番6号）

岡山県立図書館（岡山市北区丸の内二丁目6番30号）

2 競争入札に参加できる者の資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- （1）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- （2）入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類1．建物等の保守管理、小分類4．無線通信設備保守」であり、格付区分がAであること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- （4）審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- （5）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- （6）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県危機管理課 危機管理・国民保護班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電 話 (086) 226-7385
FAX (086) 225-4559

- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び仕様書の配布期間及び場所

① 配布期間 令和8年8月5日（水）から令和8年8月18日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）

② 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、仕様書を除く入札説明書等の様式は岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1049358.html>）からダウンロードできる。

- (2) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 令和8年8月5日（水）から令和8年8月18日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

- (3) 入札参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出した者について、上記2（1）～（7）の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

② 入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記（4）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

- (4) 仕様等に対する質問の受付

① 受付期間 令和8年8月5日（水）から令和8年8月18日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）

② 方 法 「仕様書に対する質問・回答書」によりFAXすること。

③ 宛 先 岡山県危機管理課

FAX (086) 225-4559

- ④ 入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月24日(月) 午後3時00分
(2) 場 所 岡山県庁 用度課入札室(岡山市北区内山下二丁目4番6号)
(3) 提出方法 持参(郵便、FAXその他の方法による入札は認めない。)
(4) そ の 他

① 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

② 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 その他

(1) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(2) 入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者の入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(6) その他 詳細は入札説明書による。